

第十九條 會計監査委員は委員中より互選し

組合の會計を監査審査しよとす

第二十條 本組合役員任期は総て六月より一年迄

を妨げず、補欠に依り選ばれる者は

前任者の任期間就任す

第二十一條 本組合経費は本組合員が豫定による

第二十二條 本組合の入會金を多額控務とし會費は

毎月金五十円を納するものとす

第二十三條 本組合の會計は總會に於て其の期間

の決算を報告し總會の承認を経り事

を要す

第二十四條 既納の入會金及會費は一切之を返還

せず

附 則

第二十五條 本組合は役員會の推薦に依り顧問及

相談役を置くことを得

第二十六條 支那設置の場合に本規約に反せざる範

圍に於ては本役員會の承認を更へざる

ものとす

第二十七條 本規約は總會に於て出席役員三分の二

以上の賛成者ありしに於て之を變更すること

を得す

第二十八條 本規約は大正十三年八月二十五日より実施す

大正十三年八月二十四日

神皇御下出第一一四